

V 資料編

日立市立学校適正配置基本方針

～子どものための環境づくりを 市民とともに～

平成30年3月

日立市教育委員会

目 次

はじめに

1 学校適正配置検討の背景	1
2 日立市が目指す教育	2
(1) 本市教育の基本理念	2
(2) 目指す子ども像（ひたちっ子）	2
3 基本方針を策定する目的	3

基本方針

1 基本理念	3
2 適正な学校規模	3
(1) 基本的な考え方	3
(2) 市民アンケート、地域懇談会及び検討委員会からの主な意見	4
(3) 日立市が目指す学校規模	5
3 学校の適正配置を進めるに当たっての留意事項	6
(1) 適正な配置バランス	6
(2) 通学時の安全等	6
(3) 校舎の安全	6
(4) 児童生徒への配慮	6
(5) 地域への配慮	6
(6) 中里小・中学校について	6
(7) 学校の新たな「かたち」づくり	7
4 学校再編計画の策定	7

はじめに

1 学校適正配置検討の背景

近年、人口減少や少子化を背景に、小・中学校において児童生徒数や学級数が減少する学校の小規模化が進行しています。

義務教育の9年間は、大人へと成長する、あるいは、人としての土台を作る大切な時期であることから、児童生徒が知識や学力だけでなく、コミュニケーション能力や、多様な価値観、社会性、豊かな人間性などをバランスよく身に付けることが重要です。

学校の小規模化には、教員の目が一人一人に行き届き、指導が充実するなどの良い面がありますが、人間関係が固定しやすく、子ども同士の幅広い交流や多様な意見に触れる機会が少なくなるなどの様々な課題も指摘されています。

一方、学校施設については、厳しい財政状況の中で、老朽化対策、安全確保及び機能充実等を図るため、児童生徒数に合わせた施設の適正化など、効率的かつ効果的な維持管理が求められています。

このような状況を踏まえ、国や県から学校の適正規模・適正配置についての考え方^{*1}が示されるとともに、全国的に学校の適正配置を前提とした統廃合の動きが見られます。

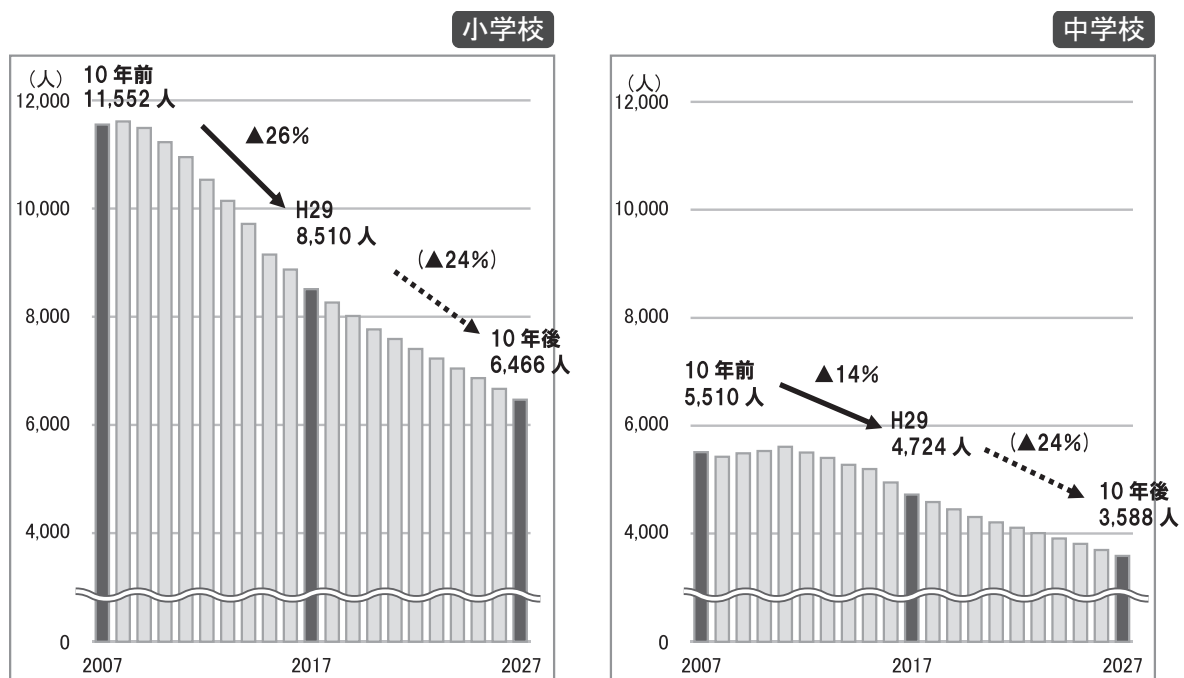
日上市においても、学校の小規模化の傾向が今後も続くものと予想される中で、学習環境の基盤となる「学校の適正規模の維持」という課題に直面しています。私たち大人は、この課題の解決を図り、児童生徒にとってより良い環境を提供する責任を負っています。

※1 市町村が児童生徒の学習環境を検討する際の指針として示されたもの

- ①文部科学省（公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引 平成27年1月策定）
- ②茨城県教育委員会（公立小・中学校の適正規模についての指針 平成20年4月策定）

【日上市の現状と将来推計】

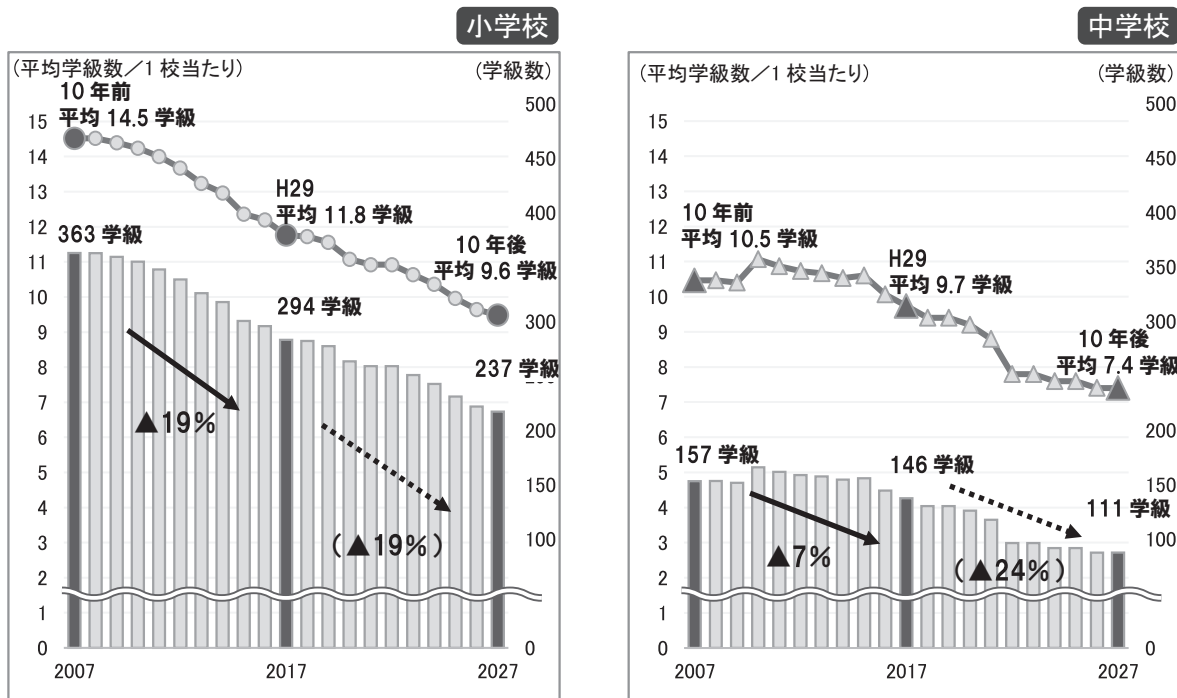
(1) 児童生徒数（普通学級、特別支援学級及び特別支援学校の合計）



推計は、平成25年3月に国立社会保障・人口問題研究所が公表した市町村別の人口推計値を基に算出

(1)

(2) 学級数（普通学級）



推計は、平成29年度の国・県の学級編成基準等（1学級当たり、小1、2は35人、それ以外は40人）に基づき算出

2 日立市が目指す教育

(1) 本市教育の基本理念

確かな学びと豊かな心 未来を拓く人づくり

子どもたちの可能性は無限大であり、一人一人様々な可能性をもっています。
本市の教育は、その可能性を十分に引き出し、子ども一人一人が、未来の社会の発展・充実に向けて大きくはばたき、人々との絆を実感しつつ、心豊かで充実した人生を送ることができる人づくりを目指します。

出典：日立市教育大綱

(2) 目指す子ども像（ひたちっ子）

ア 広い視野で世界にはばたく 考える子

国際的な視野に立って物事を考え、行動する力を身に付けるために、基礎的・基本的な知識・技能の習得や、思考力・判断力・表現力・コミュニケーション能力を育みながら、社会に貢献する子どもの育成を目指します。

イ たくましく未来を切り拓く 元気な子

自分に誇りをもち、たくましく未来を切り拓く力を身に付けるために、すべての子どもがお互いの人権を尊重しつつ、社会全体で、その個性と能力を十分に発揮できるよう、最後まであきらめずに、根気強く物事に取り組む子どもの育成を目指します。

ウ 地域を愛し心豊かに生きる やさしい子

自然や地域を愛し、郷土日立の伝統や文化を学び、豊かな人間性と社会性を育むために、道徳教育や体験活動の充実を図りながら、豊かな心と創造力のあふれる子どもの育成を目指します。

出典：日立市学校教育振興プラン（2014～2018）

3 基本方針を策定する目的

本基本方針は、学校が小規模化することに伴い発生する様々な課題を解消するとともに、本市が目指す教育の実現に向けた一方策として、学校の適正配置の基本的な考え方を示すものです。

あわせて、今後取り組む学校適正配置の具体的な計画づくりのための指針として策定します。

基本方針

1 基本理念

子どものための環境づくりを ～市民とともに～

2 適正な学校規模

(1) 基本的な考え方

学校は、児童生徒の確かな学び、豊かな心、そして健やかな体を育む教育の基盤となるものです。児童生徒が集団の中で、多様な考えに触れ、切磋琢磨することを通じて一人一人の資質や能力を伸ばしていくという学校の特質を踏まえ、小・中学校では、一定の児童生徒数が確保されていることが望ましいと考えられます。

学校の規模が小さくなると、学習形態の多様さ、クラブ活動や部活動の種類などが制限されることから一定の規模を必要とし、さらに教育機会均等の視点からも、できる限り学校規模を標準化する必要があります。

これらの考えの下、国や県から示された適正規模に関する考え方を参考にし、市民アンケートや地域懇談会等で寄せられた保護者、教職員、地域住民の意見を始め、日立市立学校適正配置検討委員会（以下「検討委員会」という。）における検討内容等を踏まえ、日立市が目指す学校規模を次のとおり整理します。

ア 社会性等を育む視点

(ア) 児童生徒が幅広い人間関係の中での多様な経験を通して、互いの関係性の中で成長できる環境を整えるため、少なくともクラス替えができる学校規模が望ましい。

(イ) 特に中学校においては、部活動を中心とした課外活動で得られる達成感や社会性は人格形成にとって重要であることから、生徒のニーズに応じた多様な課外活動を可能とする学校規模が望ましい。

中学卒業後は、様々な環境の下で新たな人間関係を築いていくことになることから、より多くの人と関わることが重要であるため、各学年の人数・学級数が小学校よりも多い方が望ましい。

イ 指導体制を充実する視点

- (ア) 児童生徒の習熟度に応じたきめ細かな指導ができるように、教員同士が相互に十分な意見交換ができるなど、指導方法の工夫や改善に組織的に取り組むことができる教員数の配置が可能となる学校規模が望ましい。
- (イ) 学級担任制である小学校については、同学年の学級間で、教員同士が学習指導等についての相談、研究、協力などができるように、少なくとも各学年2学級の学校規模を確保することが望ましい。
- (ウ) 教科担任制の中学校については、各教科に常勤の教員を配置でき、かつ、授業時数の多い教科（国語・社会・数学・理科・英語）に複数教員の配置が可能^{*2}となる、少なくとも各学年3学級の学校規模が望ましい。

※2 中学校における学校規模別教科ごとの教員配置数（平成29年度の茨城県の例）

区 分	国語	社会	数学	理科	英語	音楽	美術	保体	技術	家庭
各学年2学級 (全体で6学級)	1人	1人	2人	2人	1人	1人	1人	1人	1人	-
各学年3学級 (全体で9学級)	2人	2人	2人	2人	2人	1人	1人	1人	1人	1人

ウ 学校を運営する視点

- (ア) 教員が児童生徒と向き合う時間をできる限り確保できるように、一定の教員数を確保し、役割を分担することで教員一人が担う負担を軽減するとともに、教員が出張や研修で学校を不在にする場合でも、代わりの教員による授業が組みやすいように、少なくとも各学年2学級の学校規模が望ましい。

(2) 市民アンケート、地域懇談会及び検討委員会からの主な意見

- ア 小学校については、幅広い人間関係づくりができることやクラス替えができることなどを理由に、1学年当たりの学級数は「2学級から3学級」程度がよいとの回答が8割を超える結果となりました。
- イ 中学校については、クラス替えができることや部活動の選択肢が増えることなどを理由に、1学年当たりの学級数は「3学級から4学級」程度がよいとの回答が約8割を占め、小学校よりは大きい規模を望む傾向が見られました。
- ウ 学校全体としては、一定の規模が必要であるとの意見が多かった反面、学級規模については、教員の目が行き届き、きめ細かな指導ができるなどの理由から少人数が望ましいとの意見も寄せられました。

(3) 日上市が目指す学校規模

○小学校

クラス替えができる各学年2学級以上

○中学校

クラス替えができ、かつ、国語・社会・数学・理科・英語に複数教員が配置できる各学年3学級以上

前提となる1学級当たりの上限の人数は、国・県に準拠し、平成29年度時点で次のとおりです。

学 年	1学級当たりの 上限の人数	備 考
小1、小2	35人	1学年が36人になると18人の2学級になる。
小3～小6	40人	1学年が41人になると20人と21人の2学級になる。
中1～中3	40人	1学年が81人になると27人の3学級になる。

3 学校の適正配置を進めるに当たっての留意事項

(1) 適正な配置バランス

「日立市が目指す学校規模」を目安とし、通学区域の見直しや学校の統合などにより、児童生徒の居住分布に応じたバランスの取れた学校配置を進めます。

(2) 通学時の安全等

通学時の安全確保や、通学に伴う児童生徒の体力的・精神的な負担を念頭に、通学距離及び通学手段を考慮した学校配置を進めます。

(3) 校舎の安全

学校の適正配置は、教育の機会均等とその水準の維持向上という観点から早急に取り組むべきですが、必要に応じて学校施設の改修工事が伴うことなどから、全校を一斉に実施することは現実的に困難です。

このため、児童生徒の生活の場でもある校舎の安全を第一に、耐震補強や老朽化対策などの整備が必要な学校を優先して検討します。

(4) 児童生徒への配慮

通学区域の見直しや統合などを行う場合、児童生徒の学習環境や生活環境、教職員との関係等が大きく変化するため、児童生徒の不安等をできる限り軽減するとともに、新たな学校生活に円滑に移行できるよう配慮します。

(5) 地域への配慮

小・中学校は、児童生徒の教育の場であるだけでなく、地域の避難所や交流の場として、さらには、小学校区が地域活動エリアと緊密に連動しているなど、様々な機能や地域とのつながりを併せ持っています。

このため、学校適正配置の検討は、児童生徒の学習環境の改善の観点を中心に据えつつも、地域住民と十分に意見交換し丁寧に進めます。

(6) 中里小・中学校について

中里小・中学校は、他の地域の小・中学校と離れて立地しているため、学校の小規模化に伴う課題を改善するため、小学校と中学校とが近接している条件などをいかし、小中一貫校としてコミュニケーション力や地域住民との関係を重視したカリキュラムを作成し、中里地区ならではの教育を実践してきました。

また、小規模特認校制度を導入し、市内全域から児童生徒を受け入れることによって、特色ある教育を望む児童生徒が集まり、現在では児童生徒数の約半数が学区外から通学しています。

中里地区の地理的特性とともに、児童生徒に多様な学習環境を提供することの有効性、必要性を鑑み、両校については、現状を維持しつつ、より良い環境づくりを個別に検討します。

(7) 学校の新たな「かたち」づくり

これまで培ってきた本市教育の様々な財産をいかし、学校、そして学校を核として地域が共に発展可能な学校の新たな「かたち」づくりに努めます。

ア 地域とともにある学校づくり

通学区域の見直しや学校統合等の検討を通し、学校、家庭、地域が継続的に議論を積み重ねていくことで、適正配置後の学校を核として保護者や地域住民との絆を深め、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）^{※3}の導入など様々な取組によって、学校と地域が協働し、児童生徒の成長を支える「地域とともにある学校づくり」に努めます。

※3 コミュニティ・スクールは、学校と保護者・地域住民が共に知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、一緒に児童生徒の成長を支える仕組み。

導入によって期待されることは、①学校の目標やビジョンを共有することで、学校や児童生徒の教育に対する保護者・地域住民の理解が深まり、相互に連携・協働する場面が増えること、②教育課程の充実につながる効果的な地域連携の取組が増えることなど。

イ 小中連携教育強化のための体制づくり

本市においては、平成22年度から市内全ての市立中学校区で小中連携教育を進めています。学校適正配置の取組を機に、この連携の強化を図るとともに、将来的な小中一貫教育の導入も視野に入れ、中学校を中心とした小・中学校のグループ化の推進に努めます。

なお、学校の適正配置を進めていく上で、条件が整う場合は、施設一体型又は施設隣接型の小中一貫校として整備することを検討します。

4 学校再編計画の策定

「日立市が目指す学校規模」を維持・確保することを目標に、学校適正配置の全体像を示した上で、今後おおむね10年間に取り組む個別具体的な内容を明らかにするため、本基本方針に基づき、(仮称)日立市立学校再編計画を策定します。

なお、策定に当たっては、市の上位計画や関係計画との整合を図ります。

以 上

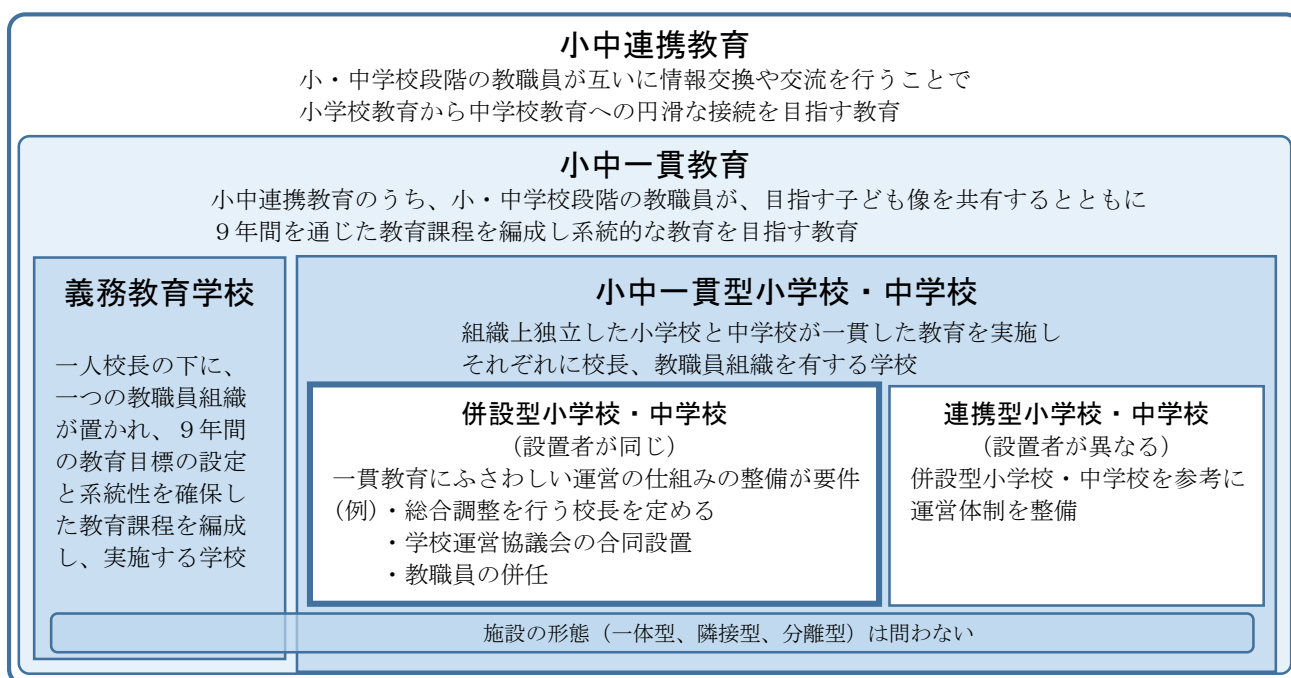
2 小中一貫教育の概要（文部科学省「小中一貫した教育課程の編成・実施に関する手引き」から抜粋）

平成 18 年の教育基本法の改正を契機として、小中一貫教育の取組は徐々に全国に広がり、その成果が集積される一方で、課題も明らかになってきました。課題とされる事柄の多くが学校種として整備されていないことによるものと考えられ、これまでの取組を更に高度化させるため、平成 28 年 4 月 1 日に学校教育法等の一部を改正する法律の施行により、小中一貫教育が制度化されました。

1 制度上の類型

小中一貫教育を行う学校は、**義務教育学校**と**小中一貫型小学校・中学校**の 2 つです。

このうち、小中一貫型小学校・中学校は、同一設置者のものは、中学校併設型小学校及び小学校併設型中学校（以下「併設型小・中学校」という。）、設置者が異なるものは、中学校連携型小学校及び小学校連携型中学校（以下「連携型小・中学校」という。）と分類されます。



2 小中一貫教育に取り組む背景

小中一貫教育に取り組む背景は、市町村の事情により様々ですが、一般的な背景として、次のような点が挙げられます。

(1) 義務教育の目的・目標の創設

平成 18 年の教育基本法の改正により、義務教育の目的（同法第 5 条第 2 項「各個人の有する能力を伸ばしつつ社会において自立的に生きる基礎を培い、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養う」）が定められ、続く平成 19 年の学校教育法の改正において、小・中学校の共通の目標として義務教育の目標規程が新設された。

(2) 教育内容や学習活動の充実

今般の学習指導要領の改訂においても、9年間を見通した計画的、継続的、教科横断的な教育課程の編成の必要性や、小中学校の接続における連携の重要性が強調されており、一人一人の教員が義務教育 9 年間の連続性を意識することの重要性が増している。

(3) 発達の早期化等に関わる現象

小学校高学年段階における子どもの身体的発達の早期化が指摘されている中で、自

己肯定感や自尊感情に対して、小学校高学年から急に否定的になる傾向が見られるといった指摘や、「学校の楽しさ」や「教科や活動の時間の好き嫌い」について、小学校5年生に上がると肯定的回答をする割合が下がる傾向があり、学習上のつまずきが顕在化し、その後の中学校での学習に大きな支障が見られるとの指摘がある。

(4) いわゆる「中1ギャップ」

小学校から中学校へに進学に際し、新しい環境での学習や生活に不適應を起こす、いわゆる「中1ギャップ」と呼ばれる現象での効果的な対応の必要性が課題として取り上げられるようになった。中学校に上がると不登校が増える傾向にあるが、中学校2、3年生でも不登校の増加は見られ、登校渋りなどの兆候は、小学校の中～高学年で現れている事例も見られることから、9年間の連続した中で課題を捉え、対策を講じる必要がある。

(5) 社会性育成機能の強化の必要性

大人と子どものコミュニケーションの減少、ゲームやインターネットに費やす時間の増加、屋外での活動の減少などで、集団遊びや異年齢の子ども同士の関りが減っている。

家庭や地域の状況が変化し、地域社会における子どもの社会性育成機能が低下する中で、子どもたちの集団教育の場である学校の役割への期待は相対的に大きくなってきている。多様な異学年交流の活発化やより多くの多様な教員が児童生徒に関わる体制の確保、中学校区を単位とした地域の活性化による地域の教育力の強化など、学校教育活動の充実を図ることへのニーズが高まっている。

(6) 学校現場の課題が多様化・複雑化

一人一人の教員の努力や学年単位での努力、学校単位の努力だけでは十分な対応が困難であるという認識が広がり、中学校単位での取組を充実させる必要性が指摘されている。

3 制度活用のメリット

小中一貫教育を行う学校としての制度を活用することで、様々な効果が期待できます。

(1) これまでの制度上の課題とその解消

教育課程編成や指導計画等の作成、学校評価の実施など、小中学校がそれぞれに取り組んでいたことを、一体となって取り組む体制を整えることで、事務上の課題の解消や緩和が期待できる。

(2) 教育課程特例の活用

制度を活用する学校では、設置者の判断により、所定の手続きを経ることなく特別の教育課程を編成した取組を実施することができる。

(3) 業務の効率化や専門スタッフの活用

学校事務の共同化が促進され、校務の効率化や質の向上につながることを期待できる。さらに、スクールカウンセラーなどの専門スタッフの一層の活用が期待できる。

(4) 小中一貫型小・中学校を選択する場合のメリット

地域の実情に応じて、小中一貫型小・中学校の設置を選択する場合、以下のような小学校と中学校が別々に存在していることのメリットを生かした教育ができると考えられる

- ①学校のリーダーである最高学年を経験できる特性を生かし、小学校6年生の段階で大きな成長を促す指導を充実させること
- ②違う校地にある中学校校舎に入学すること、複数の小学校から進学者とクラスメイトになること等により、気持ちを新たにおいて学校生活をスタートすること
- ③中学校生活に日常的には触れていないことを踏まえ、憧れの気持ちや期待感を強く持たせること

義務教育学校と併設型小学校・中学校の比較

	義務教育学校	併設型小学校・中学校
学習指導	<ul style="list-style-type: none"> ・専科指導により、専門性の高い内容に関心が持て、学習意欲が高まる ・小中の円滑な接続で学習の理解度を把握できる 	
生活指導	中1ギャップの緩和	
	<ul style="list-style-type: none"> ・一貫した指導ができる ・上級生がリーダーシップを発揮するようになる(思春期における自尊感情の回復) ・人間関係の固定化 ・いじめなどの逃げ場がない ・小学校高学年のリーダーとしての活躍の場が減少 ・中だるみ 	<ul style="list-style-type: none"> ・小中学校それぞれの指導のメリットが生かせる ・小学校高学年で、リーダーとしての活躍の場が充実する ・中学校からのリスタート ・中学校生活への憧れを持つことができる ・進学時の密な連携が必要
修業年限	9年(前期課程6年、後期課程3年)	小学校6年、中学校3年
組織・運営	<p>一人の校長、一つの教職員組織</p> <ul style="list-style-type: none"> ・意思決定が早い ・前期課程、後期課程のそれぞれに副校長又は教頭を配置 ・養護教諭、事務職員もそれぞれに配置されるため、校務の分担ができる ・校長が一人なので、不在になる時間が多い ・副校長、教頭を3人まで配置でき、うち1人を時短教員や非常勤講師に換算できる 	<p>それぞれの学校に校長、教職員組織</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小学校と中学校における教育を一貫して施すためにふさわしい運営の仕組みを整えることが要件 ・関係校との調整や移動に時間を要する(教職員の多忙感) ・各校に校長がいるので、不在時間を減らせる ・関係校の児童生徒が一堂に会する行事などは難しい
免許	原則小学校・中学校の両免許状を併有(当面はどちらかの免許)	所属する学校の免許状を保有していること(併任・兼務の辞令発令は可能)
教育課程	<ul style="list-style-type: none"> ・9年間の教育目標の設定 ・9年間の系統性・体系性に配慮がなされている教育課程の編成 	
教育課程の特例	<ul style="list-style-type: none"> ・一貫教育に必要な独自強化の設定が可能 ・指導内容の入替えや移行が可能 	
施設形態	施設一体型・施設隣接型・施設分離型	
	広い敷地が必要(施設一体型)	現在の校舎を活用できる(施設分離型)
設置基準	前期課程は小学校設置基準、後期課程は中学校設置基準を準用	小学校には小学校設置基準、中学校には中学校設置基準を適用
標準規模	18学級以上27学級以下	小学校、中学校それぞれ12学級以上18学級以下
通学距離	おおむね6km以内	小学校はおおむね4km以内、中学校はおおむね6km以内
設置手続き	市町村の条例	市町村教育委員会の規則
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・制度移行に当たって、教職員の純増や補助金などのメリットはない ・分散進学があると難しい 	

3 学校等設置状況

(1) 小学校

令和2年5月1日現在 (単位:人・㎡)

区分 校名	所在地	開設年月日	児童数		学級数		教職員数	市職員数	校地面積(㎡)		建物面積(㎡)等				保有教室数		プール			
			男	女	計	普通			特別支援	敷地面積	左のうち運動場面積	鉄筋	骨木造	校舎	屋内運動場	普通(保健室)		特別(職員室)		
				建設年月		鉄筋		骨木造		校舎		鉄筋		骨木造		校舎		建設年月		
助川	助川町2-15-1	M 6. 7. 27	163	193	356	12	6	29	0	31,511	15,865	6,060	10	40	6,110	[S52.1][S53.8][S54.9]	921	18	16	有
会瀬	会瀬町2-17-10	S14. 4. 3	132	151	283	10	4	19	0	20,910	9,480	4,640	0	40	4,680	[H24.3]	757	14	13	〃
宮田	本宮町2-9-1	M 6. 6. 27	172	180	352	12	5	25	0	19,964	9,497	5,332	0	40	5,372	[S45.3][S52.10][S54.1]	848	17	15	〃
滑川	滑川本町1-20-7	S48. 4. 1	197	139	336	12	5	23	0	22,335	9,171	5,495	215	0	5,710	[S48.3][S50.2][H13.12]	780	17	16	〃
仲町	宮田町5-5-1	T 7. 6. 11	64	50	114	6	3	14	0	12,643	6,325	3,700	6	20	3,726	[S53.8][S55.8]	809	9	10	〃
中小路	平和町2-4-1	S15. 7. 10	55	61	116	6	2	13	0	19,724	9,484	3,529	11	80	3,620	[S52.1][S53.8]	739	8	8	〃
大久保	末広町1-1-1	M 6. 8. 15	253	228	481	17	4	32	1	23,875	9,666	6,814	25	0	6,839	[S50.9][S51.9]	895	21	18	〃
河原子	河原子町4-3-4	M22. 7. 8	101	96	197	7	3	17	0	15,470	8,372	4,384	8	40	4,432	[S44.3][S51.12][S56.3]	798	10	11	〃
成沢	中成沢町3-16-8	M22. 7. 1	108	122	230	7	3	18	0	17,090	8,964	5,968	0	39	6,007	[S46.3][S46.12]	760	10	18	〃
諏訪	諏訪町3-10-1	S44. 4. 1	147	130	277	11	2	18	1	30,832	11,227	5,199	26	20	5,245	[S57.3][H28.11]	711	13	10	〃
水木	水木町1-6-1	M22. 6. 28	193	183	376	13	6	28	0	17,872	6,996	5,681	0	20	5,701	[S49.3][S55.2][H26.3]	775	19	15	〃
大みか	大みか町3-19-15	S49. 4. 1	120	111	231	9	4	19	0	16,850	9,219	4,192	0	60	4,252	[S49.3][S60.3]	789	13	7	〃
大沼	東大沼町2-1-8	S24. 4. 6	261	254	515	17	5	32	1	36,396	21,418	7,236	11	40	7,287	[S49.3][S50.7][S54.3]	867	22	19	有
金沢	金沢町5-2-1	S46. 4. 1	131	115	246	9	4	19	0	24,172	6,788	5,204	0	72	5,276	[S46.3][S48.11]	752	13	18	〃
埴山	金沢町2-14-1	S54. 4. 1	149	131	280	11	5	23	1	20,379	10,368	5,288	0	80	5,368	[S53.12]	790	16	17	〃
油繩子	鮎川町3-11-1	S30. 4. 1	98	94	192	7	4	16	0	24,110	11,390	4,568	36	40	4,644	[S55.10][H27.3]	751	11	10	〃
田尻	田尻町4-39-1	S52. 4. 1	233	212	445	14	7	32	1	33,349	13,710	7,128	0	40	7,168	[S51.10][S51.11][S52.11][S59.2]	790	21	18	〃
日高	日高町2-12-1	M 6. 8. 2	247	236	483	15	5	31	0	19,570	8,046	5,667	317	20	6,004	[S45.3][S47.3]	791	20	12	〃
豊浦	折笠町741	M 6. 8. 1	246	242	488	16	3	31	0	40,542	12,619	6,924	0	20	6,944	[S56.3][R1.12]	754	19	9	〃
久慈	久慈町1-23-1	M 6. 7. 9	136	135	271	10	3	19	0	16,556	7,426	5,271	0	20	5,291	[S38.3][H31.2]	819	13	13	無
坂本	南高野町3-21-1	M22. 7. 14	192	168	360	12	4	25	0	21,411	7,384	6,194	0	0	6,194	[S47.2][S49.5][H20.2]	757	16	17	有
東小沢	下土木内町617	M 7. 7. 15	9	12	21	3	0	8	0	13,464	8,027	0	1,934	40	1,974	[S50.6][S58.3]	748	3	10	〃
中里	東河内町1909	M33. 7. 10	10	16	26	3	0	9	0	8,182	2,640	1,985	0	40	2,025	[S54.10]	718	3	10	〃
楯形	十王町伊師本郷508	M 6. 6. 29	442	380	822	26	5	49	0	21,042	9,675	5,803	36	0	5,839	[S50.3][S51.7][S56.3]	739	31	13	〃
山部	十王町山部841	M 7. 3. 31	13	14	27	3	2	10	0	9,017	4,850	923	78	405	1,406	[S32.1][S55.3]	590	5	5	無
計			3,872	3,653	7,525	268	94	559	5	537,266	238,607	123,185	2,713	1,216	127,114		19,448	362	328	-

(2) 中学校

令和2年5月1日現在 (単位:人・㎡)

区分 校名	所在地	開設年月日	生徒数		学級数		教職員数	市職員数	校地面積(㎡)		建築物面積(㎡)等						保有教室数		プール	
			男	女	計	普通			特別支援	敷地面積	左のうち運動場面積	鉄筋	鉄骨	木造	計	校舎	屋内運動場	普通(保育室)		特別遊戯
助川	鹿島町3-5-1	S22.5.3	162	150	312	10	2	25	0	25,493	11,000	4,797	349	48	5,194	[S52.1][S53.8][H11.12][H25.7]	1,320	12	11	有
平沢	高鈴町1-15-1	S23.9.10	39	36	75	4	1	14	0	26,191	11,815	2,406	230	15	2,651	[S47.7][S48.2][H1.5]	1,458	5	10	無
駒王	神峰町3-2-32	S24.4.5	146	151	297	10	3	27	0	15,141	8,394	6,423	5	0	6,428	[H15.2]	1,246	13	24	有
滑川	東滑川町3-17-1	S55.4.1	166	165	331	10	4	29	0	32,836	15,921	5,349	0	40	5,389	[S55.2]	1,176	14	18	〃
多賀	鮎川町3-11-2	S22.5.3	178	157	335	10	5	28	0	31,096	19,265	7,594	16	100	7,710	[S49.3][S54.3][S60.3]	1,418	15	28	〃
大久保	末広町5-12-34	S35.4.1	259	238	497	15	4	35	0	21,880	10,793	7,062	0	0	7,062	[S59.3][H23.3]	1,326	19	16	無
河原子	東多賀町4-10-10	S43.4.1	74	85	159	6	2	17	0	24,658	9,952	2,037	0	20	2,057	[S58.6]	1,526	8	7	〃
泉丘	水木町2-9-1	S26.4.1	260	255	515	15	4	35	0	35,807	15,399	6,029	523	60	6,612	[S49.5][H5.3][H12.10]	1,317	19	19	有
台原	台原町1-9-1	S55.4.1	103	80	183	6	4	19	1	29,221	13,217	6,701	0	40	6,741	[S55.2]	1,176	10	22	〃
日高	小木津町3-26-1	S22.5.3	184	161	345	11	3	27	0	24,961	12,354	6,631	0	0	6,631	[H23.12]	1,425	14	14	〃
豊浦	川尻町3-11-1	S22.5.3	137	99	236	7	2	21	0	48,060	30,943	3,800	8	40	3,848	[S54.2][S60.3]	1,332	9	14	〃
久慈	久慈町6-20-2	S22.5.3	139	121	260	8	2	23	0	23,586	10,542	4,991	9	80	5,080	[S52.12][S53.12][S57.3]	1,537	10	17	無
坂本	石名坂町1-30-1	S22.5.3	50	60	110	3	2	16	0	22,482	8,600	2,118	29	20	2,167	[S57.3]	754	5	10	有
中里	東河内町1953	S22.5.3	12	7	19	3	0	13	0	15,204	8,771	0	1,488	112	1,600	[S41.3][S42.3]	713	3	8	〃
十王	十王町友部600	S35.4.1	242	215	457	15	3	33	0	31,887	13,611	4,682	349	20	5,051	[S46.2][S57.3][S60.2][H6.12]	925	18	13	無
計			2,151	1,980	4,131	133	41	362	1	408,503	200,577	70,620	3,006	595	74,221		18,649	174	231	-